

処遇改善の取組の見える化について

【介護職員等特定処遇改善加算とは】 介護職員の処遇改善につきましては、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、2019年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善 加算」が創設されたところです。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】 ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること ・職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること ・賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること ※詳細については、次の厚生労働省通知等をご確認ください。 介護職員等特定処遇改善加算（厚生労働省資料）

【「見える化要件」とは】 介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

【職場環境要件の提示について】 見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容を下記に掲示致します。

資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> *働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するリーダー研修、マネジメント研修の受講支援等
人材確保に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> *法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 *他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用と特定技能外国人の受け入れの構築 *職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> *職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 *有給休暇が取得しやすい環境の整備 *障害を有する者でも働きやすい職場環境構築
心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> *職員健康診断・ストレスチェックや、健康管理対策の実施 *雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 *事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 *こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> *ICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 *5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰）の実践による職場環境の整備 *業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 *ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善